

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る 計画段階環境配慮書に対する滋賀県知事意見

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業（以下「本事業」という。）に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書に適切に記載すること。

1 全般的事項

- (1) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- (2) 焼却施設、リサイクル施設の処理方式および処理フロー、事業実施想定区域周辺の道路整備計画を踏まえた関係車両の走行ルート等、本事業の内容を方法書に具体的に示すこと。なお、計画段階環境配慮書における複数案から当該事業に至った経緯についても記述すること。
- (3) 方法書以降の手続において、動物・植物や文化財等の計画段階配慮事項に選定されていない環境要素に係る項目を適切に追加し、調査、予測および評価を行うこと。その際、琵琶湖国定公園区域である荒神山、有形文化財の荒神山神社遥拝殿、地域の集落等が事業実施想定区域に近接している地域特性に留意すること。
- (4) 計画段階環境配慮書に係る記述内容に、不十分または不適切な点がみられたことから、方法書以降の図書の作成に当たっては、使用する文献やデータの出典元に誤りがないこと等を確認すること。
- (5) 事業実施想定区域の一部が土砂災害警戒区域および洪水浸水想定区域（愛知川・宇曾川）に指定されていることから、大雨による土石流、浸水等の自然災害への対策を十分講ずることにより、災害に配慮した施設となるよう検討すること。
- (6) 滋賀県の「しがCO₂ネットゼロ」ムーブメントの推進や資源の有効活用の観点から、サーマルリサイクルやマテリアルリサイクルに関する技術を積極的に導入する等、地域における循環型社会の形成に資する施設となるよう検討すること。

2 個別的事項

(1) 大気質

焼却方式や排ガス処理方法等、焼却施設の内容を明確にするとともに、排ガスの諸元を適切に設定し、事業実施想定区域に荒神山が近接する等の地勢、煙突周辺の建物形状や気象条件を十分に考慮したうえで調査、予測および評価を行うこと。

(2) 騒音・振動

焼却施設やリサイクル施設の内容および本事業に係る関係車両の走行ルートや通行量等を適切に設定し、調査、予測および評価を行うこと。

(3) 動物・植物

事業実施想定区域およびその周辺には、耕作されていない水田等の湿地や水路が存在していることから、これらの環境に生息または生育する水生生物や湿生植物に係る調査地点を適切に設定し、調査、予測および評価を行うこと。

(4) 景観

事業実施想定区域は彦根市景観計画における「田園集落ゾーン」に位置していることから、当該計画の趣旨を踏まえた施設内容や調査地点を設定し、調査、予測および評価を行うこと。

その際、荒神山、荒神山神社遥拝殿、地域の集落等が事業実施想定区域に近接していることに留意するとともに、周辺からの眺望景観についても十分な予測および評価を行えるよう調査地点を設定すること。

3 その他

本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。